

公立大学法人埼玉県立大学事務分掌規程

平成22年4月1日

規 程 第 9 号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人埼玉県立大学組織規則（平成22年規則第6号）第22条第3項の規定に基づき、公立大学法人埼玉県立大学（以下「法人」という。）及び法人が設置する埼玉県立大学（以下「大学」という。）の事務局の事務分掌に関し必要な事項を定めるものとする。

(担当の設置)

第2条 事務局に、企画・情報担当、総務担当、財務担当、施設管理担当、教務・入試担当、学生・就職支援担当及び研究・地域連携担当を置く。

(担当の分掌事務)

第3条 企画・情報担当の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 法人の運営に係る企画調整に関すること。
- 二 理事会、経営審議会及び教育研究審議会に関すること。
- 三 中期目標、中期計画及び年度計画に関すること。
- 四 IRの推進に関すること。
- 五 大学の戦略的広報に関すること（入試に関するものを除く）。
- 六 大学の自己点検評価及び外部評価に関すること。
- 七 埼玉県地方独立行政法人評価委員会に関すること。
- 八 内部監査の実施に関すること。
- 九 役員の秘書に関すること。
- 十 情報システムに関すること。
- 十一 図書情報に関すること。
- 十二 情報図書委員会に関すること。

第4条 総務担当の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 役員及び職員の人事、就業管理及び労務管理に関すること。
- 二 役員及び職員の給与、出張及び福利厚生に関すること。
- 三 文書及び法務等に関すること。
- 四 教職員の評価に関すること。
- 五 危機管理に関すること。
- 六 教員人事委員会に関すること。
- 七 公立大学協会に関すること。
- 八 ハラスメント等防止対策委員会及びダイバーシティ推進委員会に関すること。

第5条 財務担当の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 法人及び大学の予算及び決算に関すること。
- 二 予算の執行管理に関すること。
- 三 出納事務に関すること。
- 四 契約事務の総括に関すること。
- 五 財務諸表の作成に関すること。
- 六 現金等の保管に関すること。
- 七 備品の管理に関すること。
- 八 監査の受検に関すること。

第6条 施設管理担当の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 施設及び設備等の維持及び管理に関すること。
- 二 施設の貸付に関すること。
- 三 防災に関すること。
- 四 廃棄物の処理に関すること。

第7条 教務・入試担当の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 教育課程の編成及び実施に関すること。
- 二 教務に関すること。
- 三 学生募集に関すること（入試の広報を含む）。
- 四 入学者選抜試験の企画及び実施に関すること。
- 五 入試に係るデータの収集及び分析に関すること。
- 六 入試委員会、大学院入試委員会、教務委員会及び大学院教務委員会に関すること。

第8条 学生・就職支援担当の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 学生生活及び相談等に関すること。
- 二 就職支援に関すること。
- 三 奨学金及び授業料に関すること。
- 四 国家試験に関すること。
- 五 学生の表彰及び懲戒に関すること。
- 六 学生自治会、後援会及び同窓会に関すること。
- 七 学籍管理及び各種証明に関すること。
- 八 保健センターに関すること。
- 九 学生支援委員会及び保健委員会に関すること。
- 十 教授会及び研究科教授会に関すること。

第9条 研究・地域連携担当の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 教員の研究に関すること。
- 二 研究の受入及び外部資金に関すること。
- 三 産学官連携の推進に関すること。
- 四 知的財産の管理に関すること。
- 五 公開講座の企画及び開催に関すること。
- 六 地域連携及び地域貢献に関すること。
- 七 専門職連携に関すること（専門職連携教育に関するものを除く）。
- 八 国際交流に関すること。
- 九 研究推進委員会、研究倫理委員会、地域連携委員会及び国際交流委員会に関すること。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。